

期末勤勉手当のお知らせ

支給割合（6月期）	
期末手当	1.4月分
勤勉手当	0.75月分
合 計	2.15月分
支給日	6月30日（月）



わ～い♪わ～い♪

今日は待ちに待った
期末勤勉手当支給日だよ～♪

※私傷病特休や介護休暇期間がある人は、勤務しなかった期間から週休日（土日）及び休日を除いた日が30日を越える場合には全期間を除算されます。

（期末手当については除算はありません。）

～計算の対象となる給料・手当はナ～ニ？～

期末手当

（給料月額＋給料の調整額＋教職調整額＋扶養手当＋地域手当＋職務加算額）×1.4（支給割合）

（※特別支援学級担当者のみ該当）

勤勉手当

（給料月額＋給料の調整額＋教職調整額＋地域手当＋職務加算額）×0.75（支給割合）

※下記参照

☹平成18年6月期分より、勤勉手当の計算基礎額に扶養手当は含めないこととなりました☹



12月期は是非給与明細を見ながら計算してみ
てね♪支給割合は期末手当が1.6、勤勉手
当が0.75だよ。いくらもらえるかな～？



～職務加算額ってナ～ニ？～

期末・勤勉手当算出の基礎額に、給料月額及びこれに対する地域手当の合計額に下記の加算率を乗じた額を加算します。

加算率	区 分	
20%	校長	・校長経験年数8年以上かつ当該年度の4月1日現在、満55歳以上の者
15%	校長・教頭	・校長（上記以外） ・教頭（管理職手当12%のうち、基準日現在（6/1）教頭経験3年以上かつ当該年度の4月1日現在満51歳以上の職員）
10%	教頭・教諭	・教頭（上記以外） ・教諭等で基準日現在（6/1）大卒経験年数24年以上の者
5%	教諭	・教諭等で基準日現在（6/1）大卒経験年数8年以上の者 ・職務の級が2級の再任用職員

～育休中だと期末・勤勉手当はもらえないの？～

6月1日現在、育休中でも支給される場合があります。12月期の基準日は12/1だよ！



期末・勤勉手当の基準日（6/1）に育児休業中の職員のうち、直前の基準日（H19.12/2）の翌日から基準日（6/1）までの期間に勤務した期間がある職員について、勤務実績に応じて支給されます。